

令和8年度南渡田地区企業誘致・グローバル拠点化支援等業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目 的

本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区は臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指し、南渡田地区拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づくイノベーション創出や将来性の高い企業集積に向けて取り組んでいる。

本業務は、令和9年度の北地区北側のまちびらきに向けて、誘致対象企業をまとめた既存リスト等を活用した誘致活動の支援や「南渡田地区におけるマテリアル産業拠点形成に関する協議会（以下、「協議会」という。）」で取りまとめた将来ビジョンの実現に向け、各国のGX産業創出等に関する動向や自治体・拠点が備えるべき機能等の調査を通じて、グローバル拠点としての国際戦略の検討を支援するものである。

2 業務委託について

- (1) 業務委託期間
契約締結日から令和9年3月26日まで
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (4) 契約上限額
7,359,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書作成の要否
要

3 仕様書に関する参考事項

仕様書における業務内容「(1) リストを活用した誘致活動支援」で示す「誘致リスト」については次のとおり。

①素材関係企業（大企業）リスト	
概要	素材やクライメートテックに関連する産業分類かつ売上高100億以上の企業のリスト（企業データベースから出力） ※研究開発費や設備老朽化、国プロジェクト採択状況等を踏まえたショートリスト作成済み
企業数	約2100社（ショートリスト：215社）
主な項目	上場/非上場、企業名、業界分類、売上高、従業員数、時価総額、研究開発費、設備投資額など

②国の政策と連動したプロジェクト参加企業リスト	
概要	NEDOやJST等が実施する事業のうち、南渡田の拠点テーマに関連する事業に採択されたプロジェクト（企業）リスト
企業数	約2200社（採択企業数）
主な項目	補助事業、プロジェクト名、採択年度、研究名、研究期間、採択テーマ、採択企業など

③素材関係企業（大企業以外）リスト	
概要	素材に関連するスタートアップ・中小企業リスト（企業データベースでキーワード設定（「素材」、「マテリアル」）の上、出力） ※対象企業についてアンケート送付済み
企業数	約 300 社
主な項目	企業名、事業内容（概要）、住所、業種

④インキュベーション施設テナントリスト	
概要	公開情報を基にインキュベーション施設に入居している企業をまとめたリスト ※南渡田の関連業種で絞り込んだショートリストを作成し、アンケートを送付済み
企業数	約 1600 社（ショートリスト：約 600 社）
主な項目	インキュベーション施設名、入居企業名、業種、事業概要、所在地など

※企画提案を行うための参考情報であり、誘致リスト全ての活用を必須とするものではない。

また、企画提案者が他のリストを活用することを妨げるものではない。

※誘致リストの閲覧を希望する者は、電子メール（59tochiten@city.kawasaki.jp）にて希望日時・来訪人数を連絡すること。（閲覧期間は令和 8 年 9 月 7 日（月）～16 日（水）とする）

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (4) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (6) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種（20 調査・測定）・種目（02 市場調査）に登録されている者

5 企画提案書記載事項

企画提案書は、提案者の知見、これまで挙げた実績、セールスポイント等を盛り込み、特色が分かりやすいものとする。また、別紙仕様書に基づき、以下の(1)及び(2)に関する優位性が分かるよう作成すること。

- (1) リストを活用した誘致活動支援に関する企画力

【関連する業務項目】

- ① 優先アプローチ企業の選定に向けた評価項目の検討
- ② 評価項目に基づく優先アプローチ企業の抽出
- ③ アプローチ手法の検討・整理

- (2) グローバル拠点としての国際戦略検討支援に関する企画力

【関連する業務項目】

- ① 各国の動向調査及び連携可能性の評価・分析

- ② グローバル拠点としての備えるべき機能等の調査

6 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付
企画提案募集開始	9月3日（木）
参加意向申出書提出期限	9月10日（木）
質問書提出期限	9月10日（木）
企画提案書提出期限	9月18日（金）
審査（ヒアリング）	9月28日（月）

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡する。

7 応募書類

- (1) 参加意向申出書の提出

提出期限 9月10日（木） 17時必着

- ① 参加意向申出書（様式1号） 正本1部
- ② 誓約書（様式3号） 正本1部
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4号） 正本1部
- ④ 付属書類 各1部

・会社等の概要（様式任意。既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げる場合は、9月16日（水）までに参加辞退届（様式2号）正本1部を提出すること。

- (2) 質問書の提出

提出期限 9月10日（木） 17時必着

質問書（様式5号）

- ・様式を用いて電子メールにて提出すること。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

- (3) 企画提案書の提出

提出期限 9月18日（金） 17時必着

- ① 企画提案書表紙（様式6号） 正本1部
- ② 企画提案書（様式任意）3部（うち正本1部）
 - ・A4判片面印刷とする。頁数は評価委員会におけるプレゼンテーション時間を踏まえた枚数とすること（最大10頁程度）。
 - ・別紙仕様書（案）に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。図表等を用いることも可とする。
- ③ 費用見積書（様式7号） 正本1部
 - ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

- ④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式 8 号） 正本 1 部
- ・ 本事業に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
 - ・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
 - ・ 提出後の統括責任者の変更は、発注者がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

直接持参、郵送（締切日必着）で提出すること。
なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市 臨海部国際戦略本部 土地利用転換推進部 南渡田地区担当 宛
(電子メール) 59tochiten@city.kawasaki.jp

8 委託先の選定

(1) 選考方法

- ① 1 次審査及び 2 次審査による審査及び評価を行う。
- ② 1 次審査は、書類審査により提案資格の確認を実施する。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式 9 号）する。
- ③ 2 次審査は、当該評価委員会において、提案書等について 20 分程度のヒアリング（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分程度）を実施する。実施日は令和 8 年 9 月 2 8 日（月）（予定）。
- ④ 2 次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。
- ⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、P. 6 の別紙「評価項目及び基準等」のうち「評価項目 G) H)」の合計得点が最も高い提案者を業務委託候補者とする。
- ⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、P. 6 の別紙「評価項目及び基準等」のうち「評価項目 D) E) F)」の合計得点が最も高い提案者を業務委託候補者とする。
- ⑦ ⑥に該当する提案者が複数ある場合は、業務経費が最も安価な提案者を業務委託候補者とする。
- ⑧ ⑦に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定する。
- ⑨ 提案者が、1 社のみであっても、評価委員の平均点が 6 1 点以上であれば、業務委託候補者とする。
- ⑩ 上記の他、詳細については別途提案者宛てに連絡する。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」（P. 6）により実施する。

9 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知（様式 10 号）する。

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 当該評価委員会に欠席した場合
- (4) 「4 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

(1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できない。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には発注者の承諾を得るものとする。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、発注者と十分に協議の上、実施する。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めることとする。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて発注者に帰属する。また、発注者は本業務の成果物を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとする。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、発注者の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

【評価項目及び基準等】

評価項目			評価基準	配点	評価点数				
					優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
業務遂行能力等	業務体制	A)	・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。特に、実施体制については業務の性質に応じた適切な体制が図られているか。	5	5	4	3	2	1
	実績	B)	・過去に優れた実績を有しているか。	5	5	4	3	2	1
	プレゼンテーション及びヒアリング	C)	・説明に説得力があり、業務に対する意欲を感じられるか。	15	15	12	9	6	3
企画提案内容	業務理解	D)	・南渡田地区が目指す方向性や拠点の独自性・ポテンシャル、誘致対象企業の属性などを踏まえた提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	専門性	E)	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえかつ幅広い専門的な知識等を活用した提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	独創性	F)	・誘致企業の抽出・アプローチ手法の検討やグローバル拠点としての戦略検討に向けた調査に関して独自の工夫があるか。	10	10	8	6	4	2
	企画提案(1) (リストを活用した誘致活動支援に関する企画力)	G)	優先して誘致すべき企業が適切に抽出でき、本市が効果的にアプローチできるような提案内容となっているか。	20	20	16	12	8	4
	企画提案(2) (グローバル拠点としての国際戦略検討支援に関する企画力)	H)	海外のGX動向やグローバル拠点としての機能等に関する調査を踏まえて、適切に国際戦略を分析・検討できるような提案内容になっているか。	20	20	16	12	8	4
	業務経費	I)	・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	5	5	4	3	2	1
合 計				100点					

■決定方法

事務局は、各評価委員の「企画提案採点票」を集計し、「企画提案評価結果一覧表」を作成し、合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。